

いしかわ健康づくり応援企業等連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 「いしかわ健康フロンティア戦略2009」に基づき、がんなどの生活習慣病による死亡者の減少等を目指し、がん検診や特定健康診査（以下「特定健診」という。）等の受診率向上に向けた取り組みと、県民のさらなる健康づくりの推進を図るため、いしかわ健康づくり応援企業等連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 企業
- (2) 検診機関等関係機関・関係団体
- (3) 患者団体
- (4) その他連絡協議会の趣旨に賛同する者

(事業)

第3条 連絡協議会及び会員は、次に掲げる事業を行う。

- (1) がん検診や特定健康診査等の受診率向上に関すること
- (2) 健康づくりの推進に関すること
- (3) その他連絡協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(会員以外の者の出席)

第4条 連絡協議会が必要と認めたときは、会員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(入会等)

第5条 連絡協議会に入会しようとする者は、申込書により事務局に申し込むものとする。

- 2 代表者及び担当者及び連絡先等に変更等があったときは、速やかに事務局に申し出ることとする。

(退会)

第6条 会員は、書面による申し入れにより退会することができる。

(事務局)

第7条 連絡協議会の事務局は、日本対がん協会石川県支部に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月24日から施行する。